

資料 2 - 1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	設定年月	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和44年2月 (昭和48年5月改定)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	昭和45年2月	非分散型赤外分光計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	昭和47年1月	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和48年5月 (昭和53年7月改定)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1時間値が、0.06ppm以下であること。	昭和48年5月	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
備考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 3 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。			

資料 2 - 2 有害大気汚染物質の大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	設定年月	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月	同 上
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月	同 上
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	平成13年4月	同 上
備考	この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。		

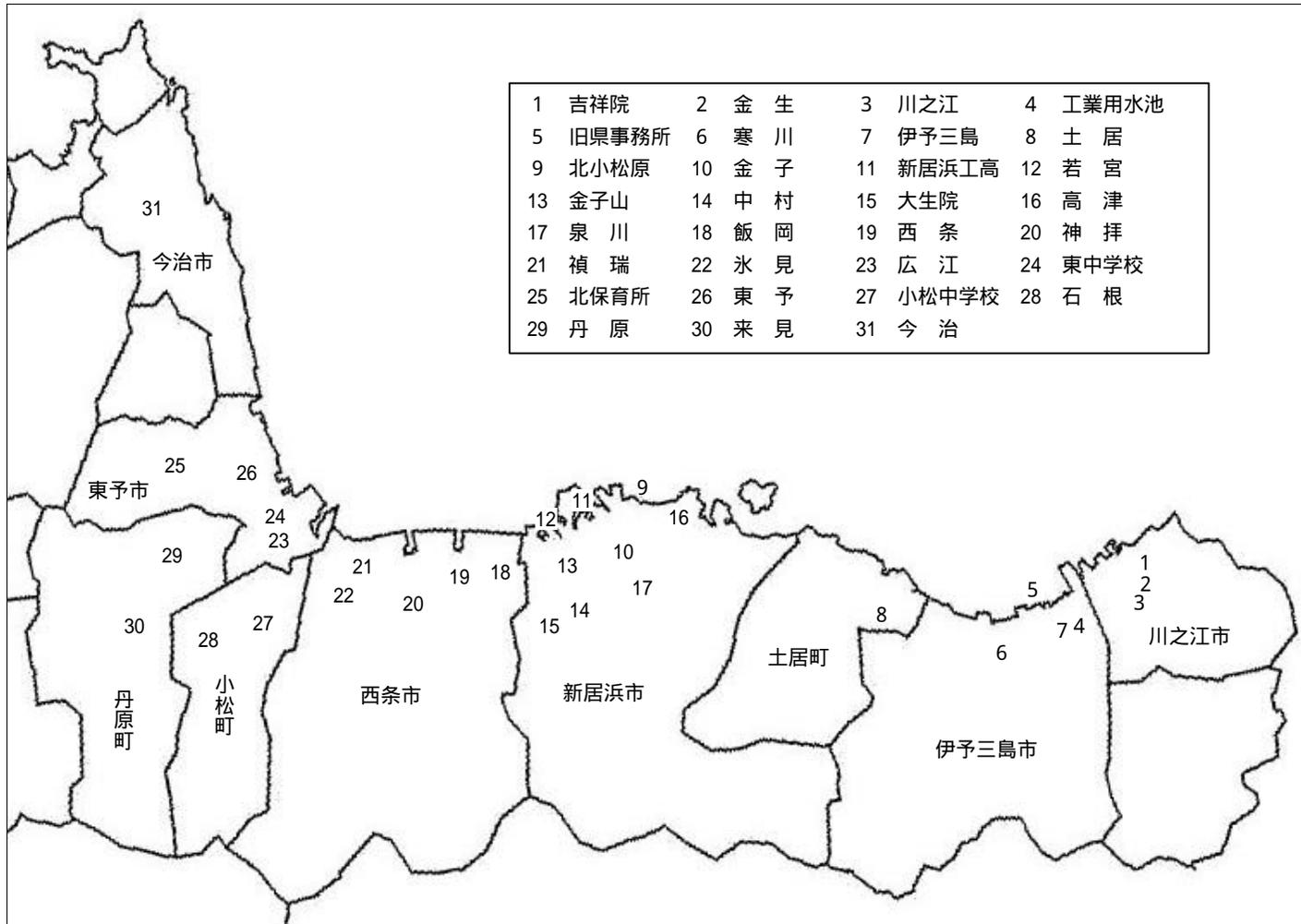
資料 2 - 3 環境基準による大気汚染の評価方法

物 質	環境基準による評価方法	
	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄	1 時間値の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が0.1ppm以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の 2 %除外値が0.04ppm以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1 時間値の日平均値が10ppm以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が20ppm以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の 2 %除外値が10ppm以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が10ppmを超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
浮遊粒子状物質	1 時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が0.20mg/m ³ 以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の 2 %除外値が0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
備考	1 短期的評価は、測定を行った日又は時間について評価する。 2 長期的評価は、年間にわたる測定結果を長期的に観察して評価する。 なお、年間の測定時間が6,000時間以上の場合を対象とする。 3 日平均値の評価は、20時間以上測定の日（有効測定日）を対象とする。 4 日平均値の 2 %除外値とは、年間に得られた日平均値の高い方から 2 %の範囲にあるものを除外した残りの日平均値の最高値をいう。（365日分の日平均値の場合は、365日の 2 %に当たる 7 日分（小数点以下四捨五入）を除外後の最高値であり、365日分の日平均値の高い方から 8 番目の値となる。）	

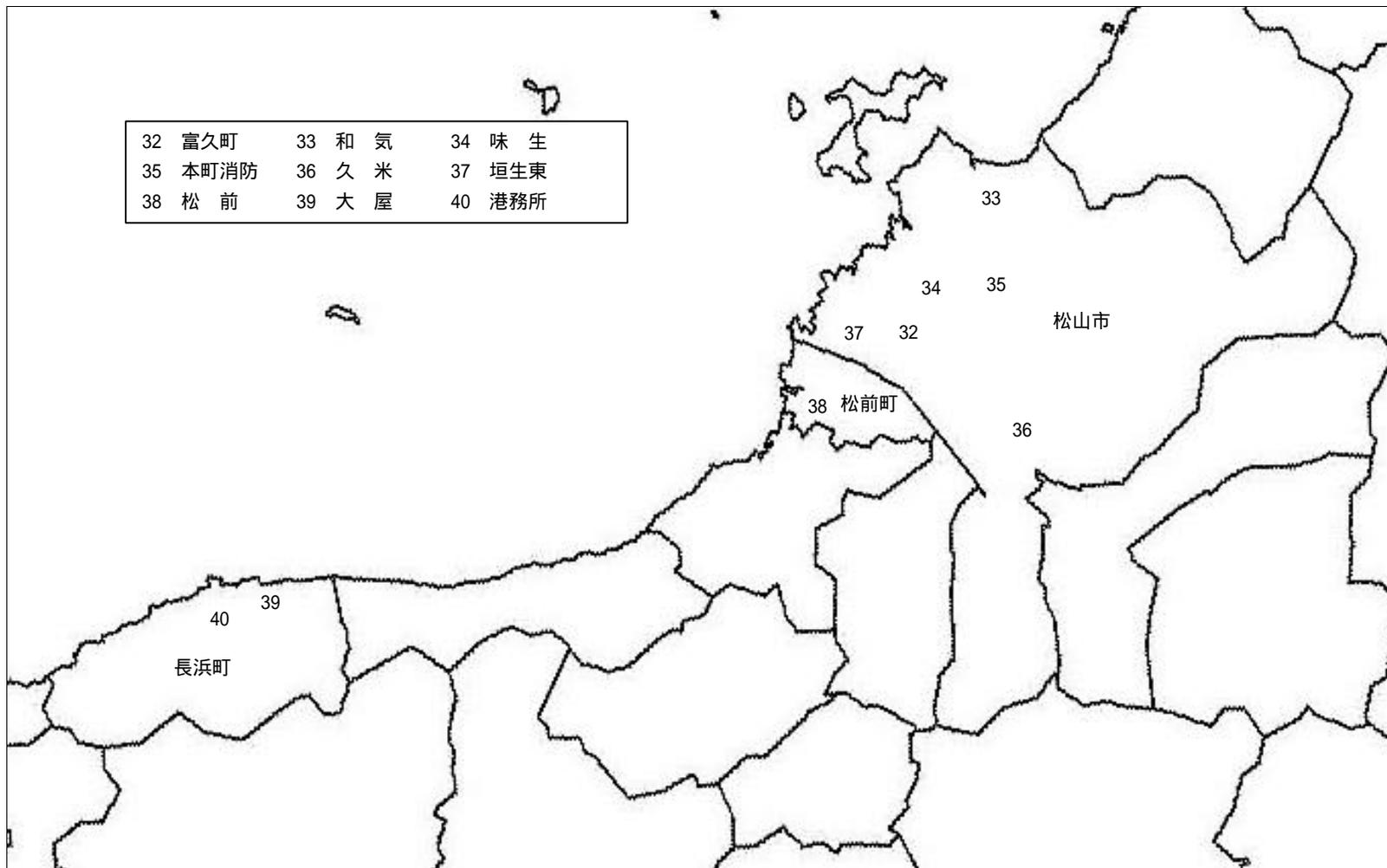
物 質	環境基準による評価方法
二酸化窒素	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成である。
光化学オキシダント	昼間（5時～20時）の時間帯において、1 時間値が0.06ppm以下であれば環境基準達成である。
備考	二酸化窒素については、年間の測定時間が6,000時間以上の場合に評価を行い、日平均値の年間98%値とは、年間に得られた日平均値（20時間以上測定の日を対象とする。）の低い方から98%に相当する日平均値をいう。（365日分の日平均値の場合は、365日の98%に当たる358日分（小数点以下四捨五入）の日平均値の最高値であり、356日分の日平均値の低い方から358番目の値となる。）

資料 2 - 4 大気汚染常時監視測定局配置図

【東予地域】



【中予地域】



資料 2 - 5 大気汚染常時監視測定局及び測定項目

市町名	番号	局名	項目数	SO ₂	SPM	WD	WV	T	H	SS	AP	NO	NO ₂	OX	THC	CH ₄	NMHC	CO	TM	
川之江市	1	吉祥院	4																	
	2	金生	4																	
	3	川之江	11																	
伊予三島市	4	工業用水池	4																	
	5	旧県事務所	4																	
	6	寒川	4																	
	7	伊予三島	9																	
土居町	8	土居	4																	
新居浜市	9	北小松原	4																	
	10	金子	14																	
	11	新居浜工高	4																	
	12	若宮	4																	
	13	金子山	1																	
	14	中村	11																	
	15	大生院	4																	
	16	高津	8																	
西条市	17	泉川	8																	
	18	飯岡	4																	
	19	西条	11																	
	20	神拝	4																	
	21	禎瑞	4																	
	22	氷見	4																	
東予市	23	広江	4																	
	24	東中学校	4																	
	25	北保育所	4																	
	26	東予	11																	
小松町	27	小松中学校	4																	
	28	石根	4																	
丹原町	29	丹原	4																	
	30	来見	4																	
今治市	31	今治	3																	
松山市	32	富久町	10																	
	33	和気	6																	
	34	味生	6																	
	35	本町消防	1																	
	36	久米	11																	
	37	垣生東	11																	
松前町	38	松前	4																	
長浜町	39	大屋	4																	
	40	港務所	4																	
合 計			228	35	34	38	38	2	1	1	1	13	13	11	11	11	11	8	36	

SO₂ : 二酸化硫黄 WV : 風速 SS : 日射量 NO₂ : 二酸化窒素 CH₄ : メタン TM : テレメータ
 SPM : 浮遊粒子状物質 T : 温度 AP : 気圧 OX : 光化学オキシダント NMHC : 非メタン炭化水素
 WD : 風向 H : 湿度 NO : 一酸化窒素 THC : 総炭化水素 CO : 一酸化炭素

	: 県設置
	: 市町設置

資料 2 - 6 主要道路近傍一酸化炭素測定結果

(平成15年度)

市町名	道路名	測定結果 (単位: ppm)	
		1時間値の最低値 ~ 最高値	日平均値
川之江市	県道川之江大豊線	0.3 ~ 2.1	0.9
伊予三島市	国道11号	0.3 ~ 3.3	0.8
新居浜市	"	0.4 ~ 3.7	0.9
西条市	"	0.2 ~ 0.6	0.4
東予市	県道壬生川丹原町線	0.5 ~ 1.7	1.1
今治市	国道196号	0.2 ~ 1.2	0.5
北条市	県道湯山北条線	0.2 ~ 2.3	0.6
砥部町	国道33号	0.3 ~ 1.6	0.5
伊予市	国道56号	0.2 ~ 2.2	0.6
大洲市	"	0.5 ~ 4.6	1.5
八幡浜市	国道197号	0.3 ~ 1.2	0.6
宇和島市	国道56号	0.3 ~ 1.8	0.8

資料 2 - 7 一酸化炭素測定結果

(平成15年度)

市町名	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
			(日)	(時間)		(回)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)					
川之江市	川之江	未	365	8723	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.3	0.7	0.7		0
伊予三島市	伊予三島	住	353	8497	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.2	0.8	0.7		0
新居浜市	中村	未	364	8662	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4.3	1.0	0.7		0
西条市	西条	住	361	8606	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.4	0.9	0.7		0
東予市	東予	住	366	8704	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.8	0.8	0.6		0
松山市	本町消防	商	338	8085	1.0	0	0	0	0.0	0	0.0	11.5	2.4	1.6		0
	久米	商	343	8320	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.7	1.0	0.9		0
	垣生東	準工	358	8633	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.4	0.9	0.8		0

資料 2 - 8 降下ばいじん測定結果

(平成15年度)

市 名	測定地点	用途地域	年平均値 (トン/km ² /月)
川之江市	上分小学校	未	2.6
	金生公民館	住	2.6
	浜田公会堂	工	3.2
	金 沢	未	2.9
	妻 鳥	住	2.6
伊予三島市	旧県事務所	住	1.9
	松柏小学校	住	2.7
	工業用水池	住	2.7
	乾公園	準工	3.2
新居浜市	金子小学校	住	2.6
	惣開公民館	住	3.1
	泉川公民館	住	2.8
西条市	神 拝	住	2.7
今治市	今治地方局	商	2.9
	常磐小学校	住	2.6
	枝堀児童館	住	2.4
松山市	富久町	未	2.1
	和 気	未	2.3
	味 生	住	2.0

資料2 - 9 平成15年度有害大気汚染物質調査結果

物質名	単位	測定結果			環境基準値 (年平均値)
		新居浜市	菊間町	宇和島市	
ベンゼン	μg / m ³	1.9	1.7	1.3	3
トリクロロエチレン		0.039	0.020	0.022	200
テトラクロロエチレン		0.19	0.083	0.047	200
ジクロロメタン		0.35	0.38	0.20	150
クロロホルム		0.21	-	0.17	/
1,2-ジクロロエタン		0.17	-	0.023	
アクリロニトリル		0.023	-	0.0080	2 (指針値)
塩化ビニルモノマー		0.30	-	0.019	10 (指針値)
1,3-ブタジエン		0.22	-	0.11	/
ホルムアルデヒド		2.2	-	2.2	
アセトアルデヒド		2.1	-	1.9	
ニッケル化合物	ng / m ³	8.7	-	2.9	25 (指針値)
ベリリウム及びその化合物		0.071	-	0.018	/
マンガン及びその化合物		27	-	12	
クロム及びその化合物		3.7	-	1.7	
ヒ素及びその化合物		3.0	-	1.0	
水銀及びその化合物		3.1	-	2.3	40 (指針値)
ベンゾ[a]ピレン		0.40	-	0.26	/

資料 2 - 10 大気環境中重金属調査結果

(単位：ng/m³)

調査地点	調査月	ニッケル化合物	ベリリウム及びその化合物	マンガン及びその化合物	クロム及びその化合物	ヒ素及びその化合物	鉛及びその化合物	カドミウム及びその化合物
川之江市（上分小学校）	8 , 12	4.2～6.5	<0.10	5.6～23	<4.0	0.85～1.5	18～29	0.76～2.9
新居浜市（新浜保健所）	毎月	<4.0～25	<0.10～0.59	8.5～84	<4.0～15	0.40～11	9.1～106	<0.52～15
西条市（新居宇摩農業協同組合）	8,10,11, 12,1,2,3	<4.0～8.3	<0.10	11～47	<4.0～4.8	0.79～4.8	13～73	<0.52～16
西条市（西条市児童公園）	10,11, 12,1,2,3	<4.0～6.7	<0.10	8.7～35	<4.0～4.3	0.48～5.4	11～39	<0.52～2.3
松山市（県生活保健ビル）	8 , 12	<4.0～11	<0.10	7.7～13	<4.0	1.6～1.6	8.2～25	<0.52～0.58
宇和島市（県宇和島地方局）	毎月	<4.0～5.1	<0.10	4.0～23	<4.0	<0.20～1.9	<6.2～42	<0.52～1.3

注 調査結果は最小値～最大値。

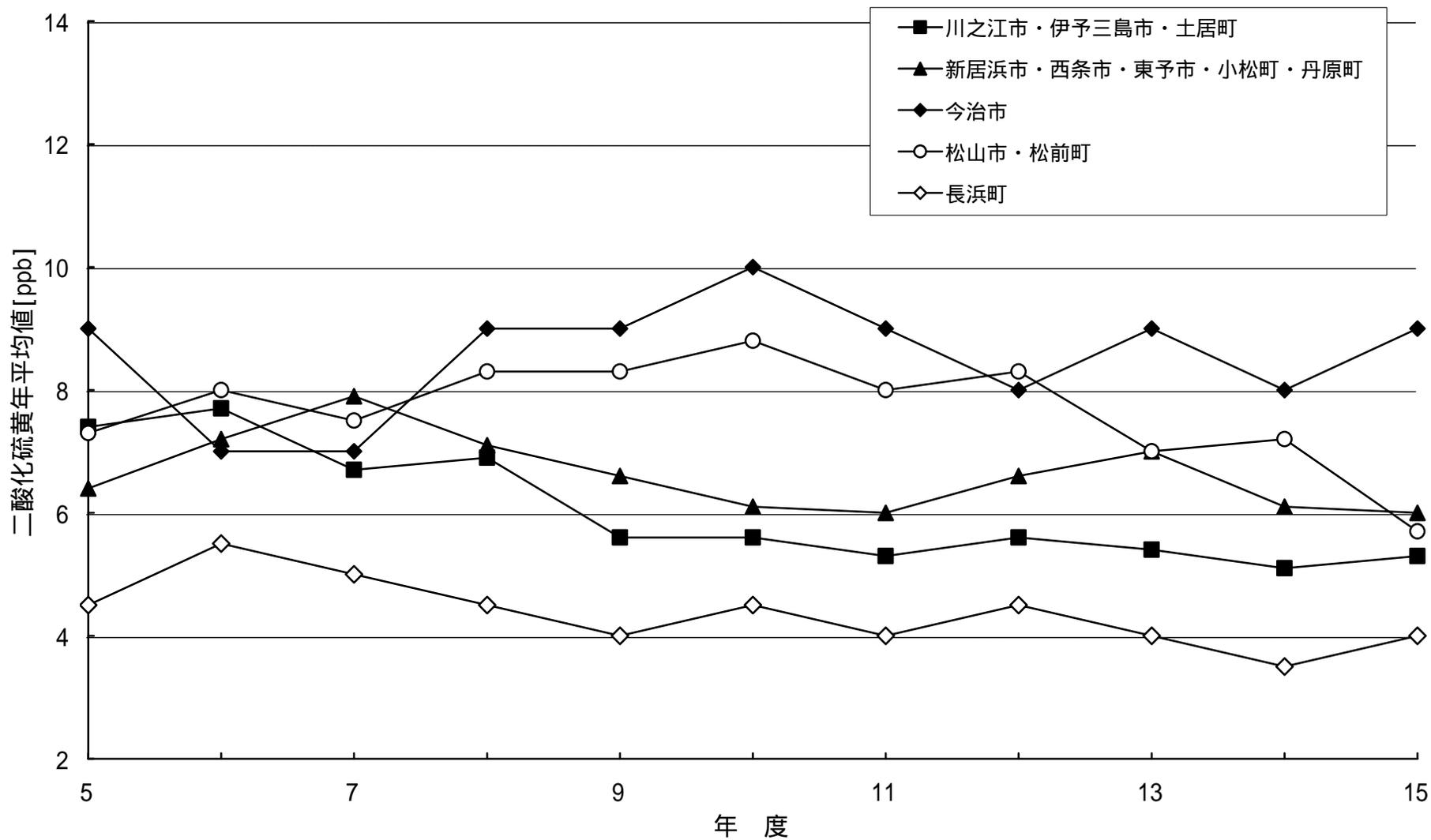
資料 2 - 11 二酸化硫黄測定結果

(平成15年度)

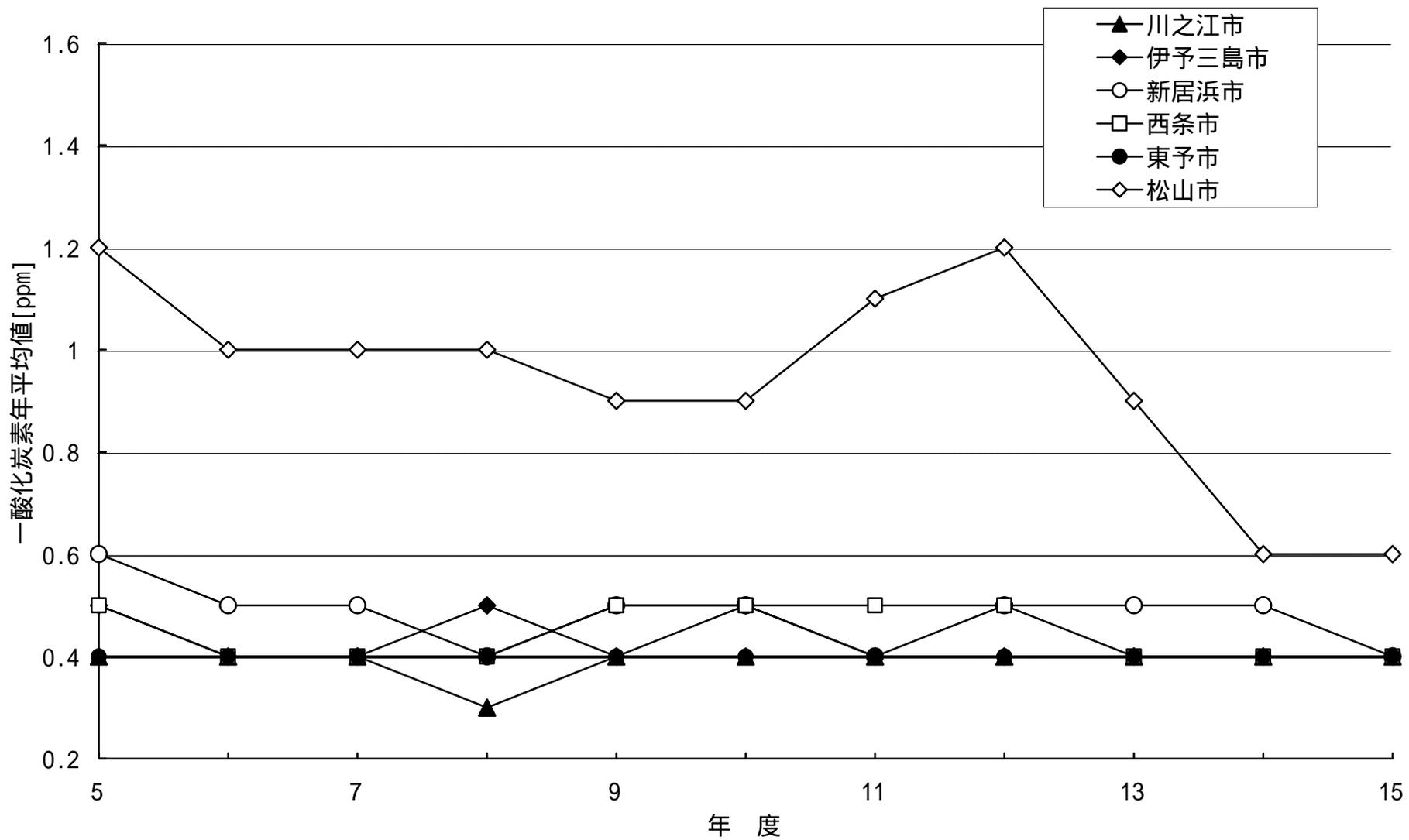
市町名	測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
				(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(有×無)	(日)
川之江市	吉祥院	86	商	366	8754	0.005	0	0.0	0	0.0	0.027	0.013	0.010		0
	金生	86	住	366	8752	0.008	0	0.0	0	0.0	0.045	0.017	0.014		0
	川之江	86	未	366	8747	0.009	0	0.0	0	0.0	0.046	0.020	0.018		0
伊予三島市	工業用水池	86	住	364	8710	0.004	0	0.0	0	0.0	0.056	0.011	0.010		0
	旧県事務所	86	住	366	8758	0.005	0	0.0	0	0.0	0.026	0.014	0.011		0
	寒川	86	未	365	8701	0.002	0	0.0	0	0.0	0.035	0.010	0.007		0
土居町	土居	100	未	365	8729	0.004	0	0.0	0	0.0	0.024	0.011	0.008		0
新居浜市	北小松原	85	住	366	8752	0.007	0	0.0	0	0.0	0.036	0.015	0.012		0
	金子	85	住	366	8756	0.005	0	0.0	0	0.0	0.050	0.015	0.011		0
	新居浜工高	85	住	366	8744	0.009	0	0.0	0	0.0	0.114	0.023	0.017		0
	若宮	85	住	365	8744	0.010	0	0.0	0	0.0	0.059	0.021	0.018		0
	中村	85	未	365	8729	0.009	0	0.0	0	0.0	0.050	0.026	0.017		0
	大生院	85	未	366	8752	0.006	0	0.0	0	0.0	0.056	0.018	0.013		0
西条市	飯岡	85	未	366	8751	0.006	0	0.0	0	0.0	0.066	0.020	0.014		0
	西条	85	住	365	8735	0.006	0	0.0	0	0.0	0.043	0.016	0.012		0
	神拝	85	住	366	8753	0.007	0	0.0	0	0.0	0.060	0.019	0.014		0
	禎瑞	85	未	366	8755	0.006	0	0.0	0	0.0	0.038	0.014	0.013		0
	水見	85	住	366	8753	0.006	0	0.0	0	0.0	0.037	0.016	0.012		0
東予市	広江	87	未	366	8760	0.004	0	0.0	0	0.0	0.078	0.012	0.009		0
	東中学校	87	未	366	8760	0.004	0	0.0	0	0.0	0.039	0.012	0.010		0
	北保育所	87	未	366	8748	0.006	0	0.0	0	0.0	0.051	0.017	0.012		0
	東予	87	住	366	8761	0.006	0	0.0	0	0.0	0.083	0.015	0.011		0
小松町	小松中学校	87	住	366	8757	0.004	0	0.0	0	0.0	0.027	0.010	0.009		0
	石根	87	未	365	8733	0.004	0	0.0	0	0.0	0.025	0.011	0.009		0
丹原町	丹原	100	未	364	8725	0.006	0	0.0	0	0.0	0.036	0.015	0.012		0
	来見	100	未	366	8749	0.005	0	0.0	0	0.0	0.113	0.012	0.010		0
今治市	今治	84-2	住	366	8713	0.009	0	0.0	0	0.0	0.074	0.031	0.020		0
松山市	富久町	84	未	339	8207	0.005	0	0.0	0	0.0	0.077	0.015	0.012		0
	和気	84	未	353	8539	0.007	0	0.0	0	0.0	0.059	0.018	0.015		0
	味生	84	住	319	7588	0.007	0	0.0	0	0.0	0.094	0.023	0.018		0
	久米	84	商	141	3463	0.002	0	0.0	0	0.0	0.023	0.010	0.006	—	0
	恒生東	84	準工	354	8548	0.007	0	0.0	0	0.0	0.123	0.020	0.017		0
松前町	松前	84	未	366	8751	0.006	0	0.0	0	0.0	0.082	0.015	0.013		0
長浜町	大屋	100	未	361	8703	0.004	0	0.0	0	0.0	0.020	0.012	0.009		0
	港務所	100	未	214	5117	0.004	0	0.0	0	0.0	0.019	0.010	0.007	—	0

備考 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外値当日に入っている日数分については除外しない。

資料 2 - 12 地域別二酸化硫黄濃度経年变化 (年平均値) [ppb]



資料 2 - 13 地域別一酸化炭素濃度経年变化 (年平均値) [ppm]

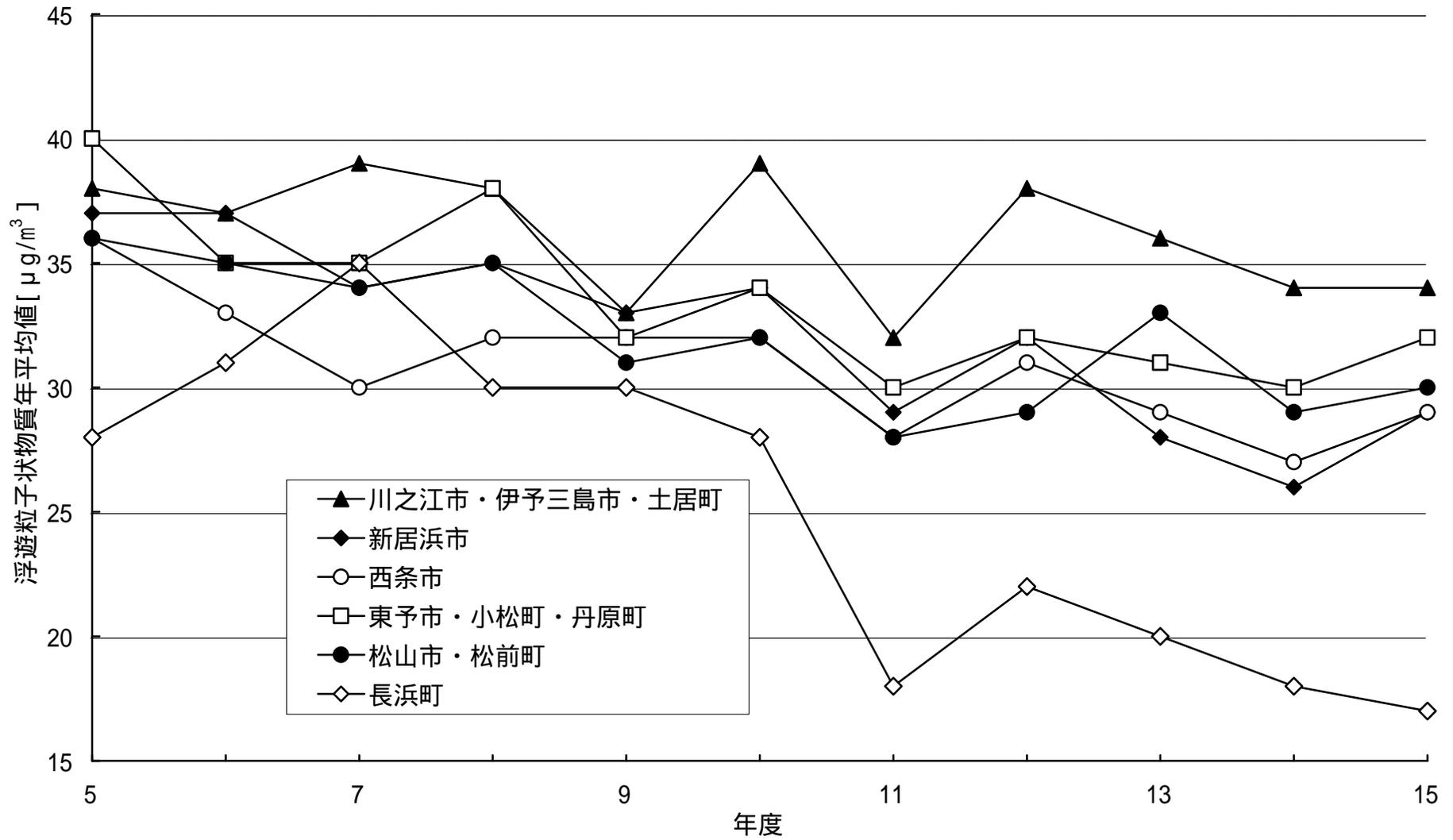


資料 2 - 14 浮遊粒子状物質測定結果

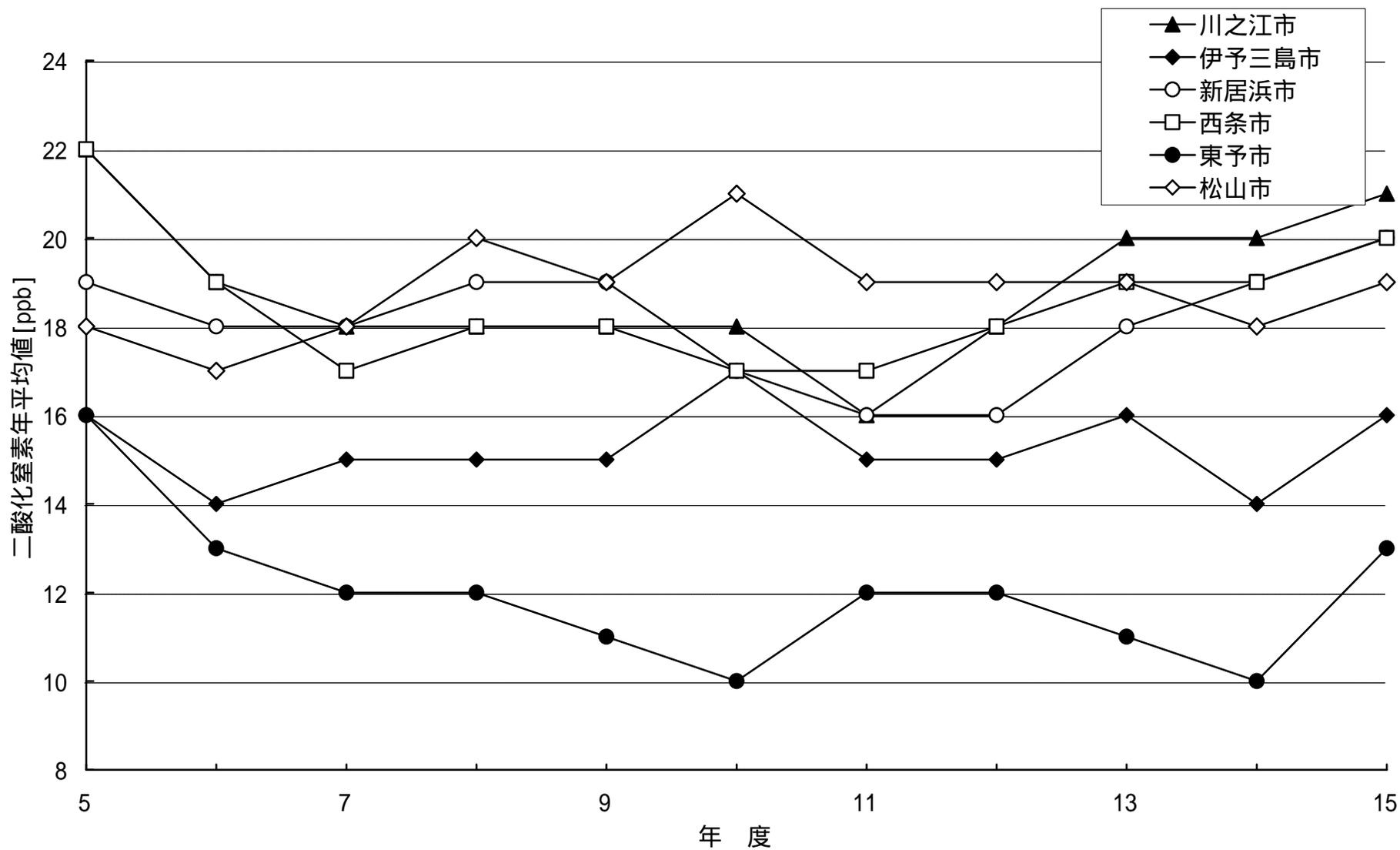
市町名	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数と その割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合		1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無
			(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有×無)
川之江市	吉祥院	商	363	8701	0.027	4	0.0	0	0.0	0.224	0.098	0.071	
	金生	住	366	8767	0.037	8	0.1	4	1.1	0.345	0.138	0.092	×
	川之江	未	360	8680	0.032	11	0.1	7	1.9	0.227	0.139	0.093	×
伊予三島市	工業用水池	住	343	8231	0.041	7	0.1	7	2.0	0.223	0.144	0.099	×
	旧県事務所	住	358	8586	0.038	6	0.1	5	1.4	0.231	0.138	0.092	×
	寒川	未	365	8700	0.034	0	0.0	5	1.4	0.198	0.126	0.085	×
土居町	土居	未	362	8675	0.031	7	0.1	4	1.1	0.241	0.132	0.083	×
新居浜市	北小松原	住	365	8748	0.027	2	0.0	0	0.0	0.308	0.093	0.065	
	金子	住	366	8760	0.037	1	0.0	3	0.8	0.205	0.105	0.078	
	新居浜工高	住	362	8686	0.032	3	0.0	2	0.6	0.273	0.105	0.086	
	若宮	住	365	8743	0.024	0	0.0	0	0.0	0.151	0.097	0.064	
	中村	未	363	8731	0.029	0	0.0	0	0.0	0.170	0.091	0.068	
	大生院	未	365	8752	0.023	0	0.0	0	0.0	0.168	0.087	0.064	
西条市	飯岡	未	366	8753	0.031	0	0.0	0	0.0	0.174	0.099	0.073	
	西条	住	364	8726	0.025	1	0.0	0	0.0	0.299	0.072	0.064	
	神拝	住	365	8754	0.025	0	0.0	0	0.0	0.190	0.076	0.063	
	禎瑞	未	365	8751	0.039	1	0.0	6	1.6	0.244	0.147	0.095	×
	氷見	住	366	8748	0.026	0	0.0	0	0.0	0.153	0.094	0.063	
東予市	広江	未	361	8681	0.041	5	0.1	6	1.7	0.793	0.130	0.094	×
	東中学校	未	335	8155	0.031	58	0.7	1	0.3	0.590	0.138	0.078	
	北保育所	未	366	8748	0.030	0	0.0	0	0.0	0.151	0.084	0.065	
	東予	住	350	8414	0.036	0	0.0	3	0.9	0.194	0.132	0.094	×
小松町	小松中学校	住	359	8619	0.020	3	0.0	0	0.0	0.328	0.075	0.060	
	石根	未	366	8749	0.030	0	0.0	1	0.3	0.179	0.101	0.074	
丹原町	丹原	未	366	8746	0.033	0	0.0	2	0.5	0.176	0.102	0.079	×
	来見	未	365	8751	0.032	1	0.0	2	0.5	0.217	0.114	0.072	
松山市	富久町	未	353	8504	0.028	0	0.0	2	0.5	0.176	0.088	0.062	
	和気	未	353	8539	0.020	1	0.0	0	0.0	0.239	0.059	0.052	
	味生	住	361	8649	0.037	0	0.0	0	0.0	0.138	0.095	0.073	
	久米	商	363	8707	0.025	0	0.0	0	0.0	0.132	0.088	0.058	
	垣生東	準工	364	8716	0.031	1	0.0	0	0.0	0.318	0.084	0.069	
松前町	松前	未	366	8751	0.036	0	0.0	0	0.0	0.134	0.089	0.071	
長浜町	大屋	未	339	8248	0.026	1	0.0	0	0.0	0.230	0.088	0.061	
	港務所	未	214	5116	0.007	0	0.0	0	0	0.117	0.046	0.033	-

備考 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外値当日に入っている日数分については除外しない。

資料 2 - 15 地域別浮遊粒子状物質濃度経年变化 (年平均値) [$\mu\text{g}/\text{m}^3$]



資料 2 - 16 地域別二酸化窒素濃度経年变化 (年平均値) [ppb]



資料 2 - 17 窒素酸化物測定結果

(平成15年度)

市名	測定局	用途地域	一酸化窒素 (NO)					二酸化窒素 (NO ₂)										窒素酸化物 (NO _x)									
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 NO ₂ /NO _x
												(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)								
川之江市	川之江	未	366	8753	0.009	0.092	0.028	366	8753	0.021	0.080	0	0.0	0	0.0	0	0.0	10	2.7	0.040	0	366	8753	0.030	0.169	0.063	70.6
伊予三島市	伊予三島	住	359	8632	0.007	0.143	0.024	359	8632	0.016	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.030	0	359	8632	0.024	0.177	0.051	69.0
新居浜市	金子	住	366	8751	0.007	0.119	0.024	366	8751	0.021	0.095	0	0.0	0	0.0	0	0.0	15	4.1	0.042	0	366	8753	0.028	0.170	0.060	74.9
	中村	未	366	8752	0.012	0.200	0.034	366	8752	0.020	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.8	0.036	0	366	8752	0.032	0.253	0.066	61.5
	高津	未	358	8616	0.006	0.200	0.025	358	8615	0.019	0.080	0	0.0	0	0.0	0	0.0	10	2.8	0.043	0	358	8615	0.026	0.280	0.063	75.7
	泉川	住	366	8753	0.008	0.116	0.032	366	8753	0.019	0.073	0	0.0	0	0.0	0	0.0	10	2.7	0.041	0	366	8753	0.027	0.161	0.059	69.5
西条市	西条	住	363	8712	0.009	0.147	0.035	363	8712	0.020	0.091	0	0.0	0	0.0	0	0.0	17	4.7	0.048	0	363	8712	0.029	0.193	0.073	69.4
東予市	東予	住	366	8695	0.005	0.083	0.021	366	8695	0.013	0.065	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.029	0	366	8694	0.018	0.112	0.048	72.3
松山市	富久町	未	331	8058	0.003	0.086	0.017	331	8058	0.017	0.071	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.9	0.033	0	331	8058	0.020	0.136	0.048	83.7
	和気	未	354	8592	0.006	0.143	0.029	354	8592	0.018	0.087	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	1.4	0.038	0	354	8592	0.024	0.188	0.066	74.4
	味生	住	350	8385	0.008	0.136	0.030	350	8385	0.020	0.089	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	2.6	0.041	0	350	8385	0.028	0.193	0.065	70.8
	久米	商	337	8295	0.012	0.142	0.034	337	8295	0.021	0.079	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.035	0	337	8295	0.033	0.187	0.065	64.2
	垣生東	準工	347	8426	0.005	0.089	0.022	347	8426	0.018	0.074	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	1.2	0.037	0	347	8426	0.023	0.128	0.053	77.3

備考 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち、低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

資料 2 - 18 光化学オキシダント測定結果

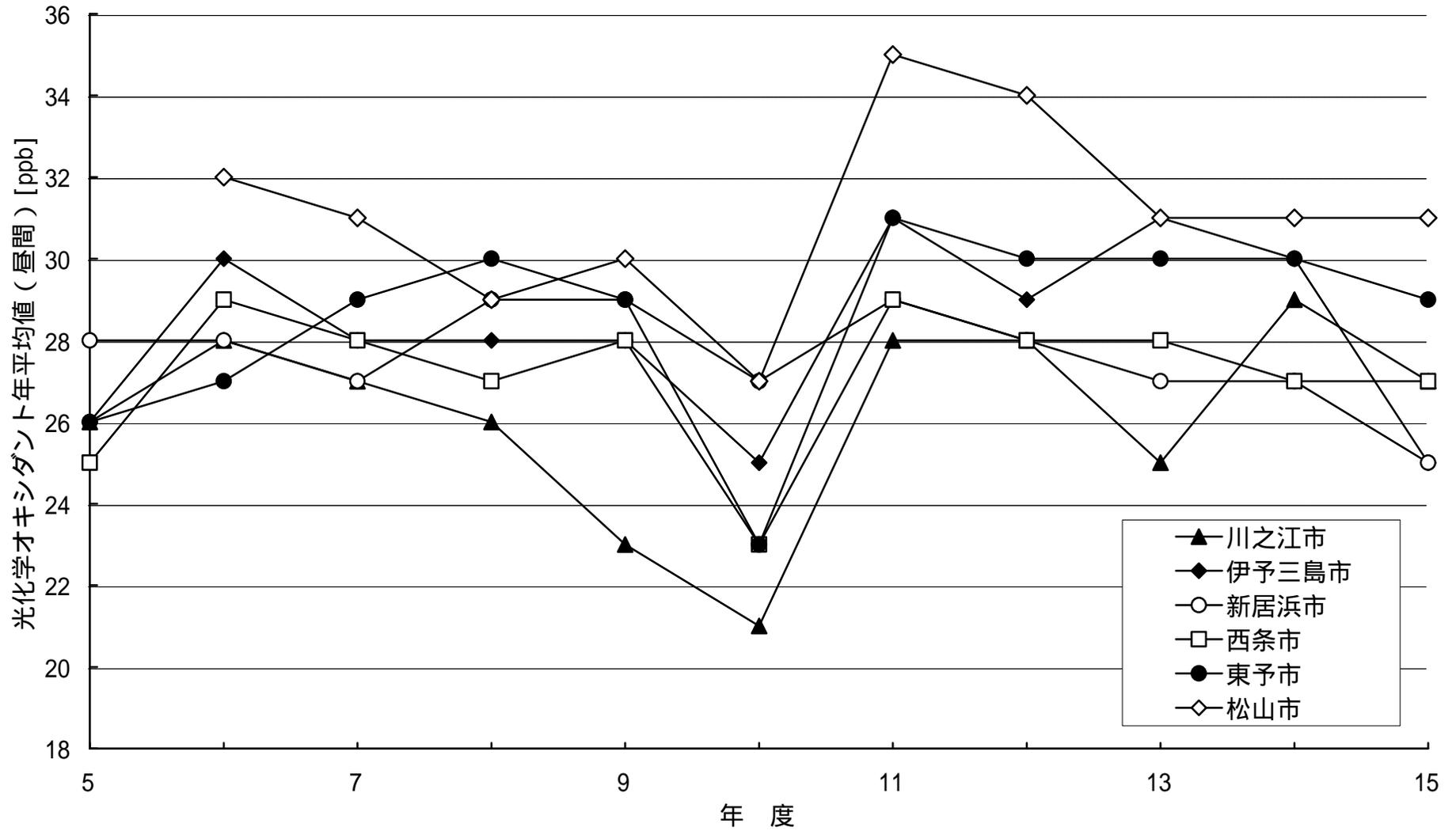
(平成)

市町名	測定局	用途地域	昼間 測定日数	昼間 測定時間	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数とその時間数		昼間の1時間値が 0.12ppmを超えた 日数とその時間数		昼間の 1時間値 の最高値	昼間の 日最高1 時間値の 年平均値
			(日)	(時間)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
川之江市	川之江	未	365	5397	42	122	0	0	0.086	0.043
伊予三島市	伊予三島	住	364	5375	40	130	0	0	0.100	0.040
新居浜市	金子	住	354	5242	24	88	0	0	0.089	0.036
	中村	未	361	5353	25	84	0	0	0.086	0.036
	高津	未	364	5413	45	141	0	0	0.097	0.043
	泉川	住	364	5417	59	212	0	0	0.103	0.044
西条市	西条	住	365	5401	38	136	0	0	0.096	0.042
東予市	東予	住	364	5364	39	136	0	0	0.087	0.043
松山市	富久町	未	359	5207	75	339	0	0	0.101	0.047
	久米	商	324	4674	54	231	0	0	0.093	0.045
	垣生東	準工	366	5327	89	410	1	1	0.121	0.049

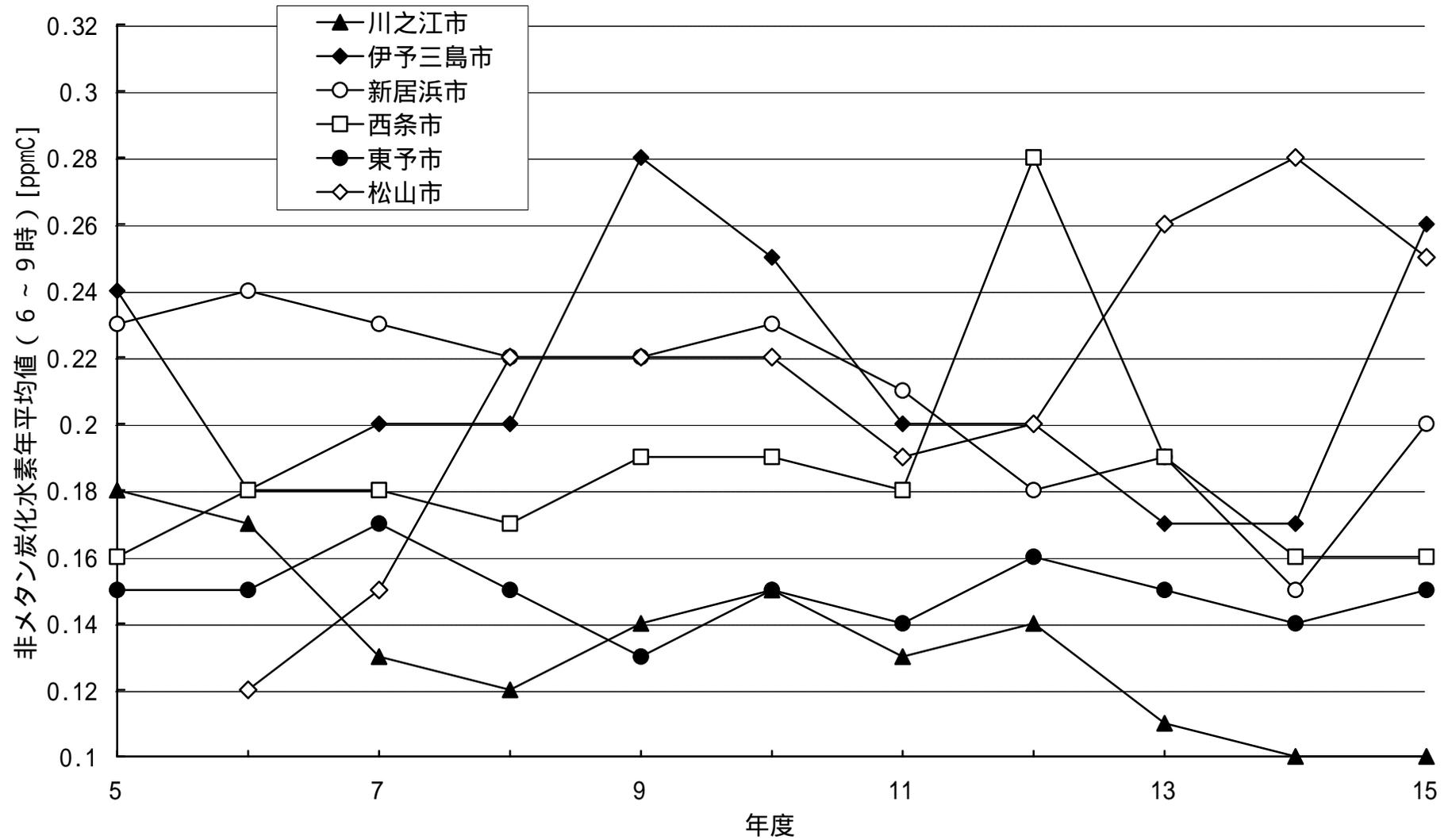
平成15年度)

昼間の1 時間値の 年平均値
(ppm)
0.027
0.025
0.023
0.022
0.027
0.028
0.027
0.029
0.031
0.029
0.032

資料 2 - 19 地域別光化学オキシダント濃度経年変化（年平均値（昼間））[ppb]



資料 2 - 20 地域別非メタン炭化水素濃度経年変化（年平均値（6～9時））[ppmC]



資料 2 - 21 光化学スモッグ注意報の発令状況

年	月日	発令地域	発令時間	オキシダント 最高濃度 (ppm)
平成 2 年	6 月 7 日	東予市	15 : 00 ~ 20 : 00	0 . 1 3 7
		川之江市	16 : 00 ~ 19 : 00	0 . 1 3 1
	8 月 7 日	西条市	16 : 00 ~ 18 : 00	0 . 1 2 0
		東予市	17 : 00 ~ 18 : 00	0 . 1 2 8
	8 月 2 6 日	新居浜市	15 : 00 ~ 17 : 00	0 . 1 2 1
平成 5 年	8 月 3 1 日	新居浜市	16 : 00 ~ 19 : 00	0 . 1 4 1
平成 6 年	7 月 2 1 日	伊予三島市	17 : 00 ~ 18 : 00	0 . 1 2 0
		新居浜市	17 : 00 ~ 19 : 00	0 . 1 2 1
平成 9 年	6 月 1 3 日	新居浜市	16 : 00 ~ 17 : 00	0 . 1 2 7
	7 月 2 2 日	新居浜市	17 : 00 ~ 20 : 00	0 . 1 3 4
	7 月 2 3 日	新居浜市	17 : 00 ~ 20 : 00	0 . 1 2 8
平成 1 0 年	8 月 2 3 日	新居浜市	14 : 00 ~ 17 : 00	0 . 1 3 7
平成 1 1 年	6 月 6 日	伊予三島市	16 : 00 ~ 19 : 00	0 . 1 2 8
平成 1 5 年	5 月 2 3 日	松山市	18 : 00 ~ 19 : 00	0 . 1 2 1

注 オキシダント濃度が0.12ppm以上の場合に、注意報が発令される。

資料 2 - 22 非メタン炭化水素測定結果

(平成15年度)

市町名	測定局	用途地域	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時 における 年平均値 (ppmC)	6～9時 測定日数 (日)	6～9時 3時間平均値		6～9時 3時間平均値が 0.20ppmCを超えた 日数とその割合		6～9時 3時間平均値が 0.31ppmCを超えた 日数とその割合	
							最高値	最低値	(日)	(%)	(日)	(%)
							(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
川之江市	川之江	未	8608	0.10	0.10	362	0.34	0.01	19	5.2	1	0.3
伊予三島市	伊予三島	住	8674	0.23	0.26	358	0.76	0.01	250	69.3	85	23.7
新居浜市	金子	住	8632	0.23	0.26	361	0.80	0.06	242	67.0	107	69.6
	中村	未	8600	0.19	0.24	362	0.70	0.05	230	63.5	71	19.6
	高津	未	8263	0.11	0.13	342	0.38	0.01	49	14.3	6	1.8
	泉川	住	8546	0.12	0.15	357	0.76	0.02	71	19.9	21	5.9
西条市	西条	住	8670	0.15	0.16	365	0.56	0.04	86	23.6	15	4.1
東予市	東予	住	8546	0.13	0.15	356	0.65	0.04	56	15.7	8	2.2
松山市	富久町	未	7428	0.18	0.19	316	0.53	0.01	122	38.6	35	11.1
	久米	商	7116	0.33	0.32	302	0.70	0.02	253	83.8	172	57.0
	垣生東	準工	5397	0.20	0.23	225	0.59	0.05	121	53.8	36	16.0

資料 2 - 23 大気汚染防止のための規制の概要

種 類		排出基準等						直罰適用
		大気汚染防止法			県公害防止条例			
		基 準	特別 排出 基準	基準 設定 方式	上乗せ	横だし すそ のばし	総量 規制	
ばい煙	硫黄酸化物	地域区分毎	有	K 値	無	有	有	有
		総量規制（指定地域）						
	ばいじん	全国一律	有	濃度	無	有	無	有
	有害物質	全国一律	無	濃度	有	有	無	有
	特定有害物質	未指定			無			無
特定物質		事故時規制			無	有	無	無
粉じん	一般粉じん	構造、使用、管理の基準			無	有	無	無
	特定粉じん	全国一律	無	濃度	無			無
		排出等作業の基準			無			無
指定物質		全国一律	無	濃度	無			無

資料 2 - 24 大気汚染防止法による排出基準

硫黄酸化物の排出基準

地域	四国中央市	新居浜市 西条市	東予市 小松町	今治市	松山市 松前町	その他
K 値	6.0	2.34	5.0	14.5	11.5	17.5

(注) 新居浜市及び西条市は、昭和49年4月1日以降設置施設のK値である。

ばいじんの排出基準

施設の種類(ボイラー、加熱炉、乾燥炉等)、使用燃料の種類、施設の規模(排ガス量等の区分)ごとに基準が定められている。

(例)

施設の種類	規 模	排出基準 (g / Nm ³)
ボイラー(重油その他の液体燃料を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの)	排ガス量が20万Nm ³ / h 以上	0.05
	排ガス量が4万Nm ³ / h 以上 20万Nm ³ / h 未満	0.10
	排ガス量が1万Nm ³ / h 以上 4万Nm ³ / h 未満	0.25
	排ガス量が1万Nm ³ / h 未満	0.30

窒素酸化物の排出基準

施設の種類(ボイラー、加熱炉、乾燥炉等)、使用燃料の種類、施設の規模(排ガス量等の区分)ごとに基準が定められている。

(例)

施設の種類	規 模	排出基準 (ppm)
ボイラー(液体燃料を燃焼させるもの)	排ガス量が50万Nm ³ / h 以上	130
	排ガス量が1万Nm ³ / h 以上 50万Nm ³ / h 未満	150
	排ガス量が1万Nm ³ / h 未満	180
	伝熱面積が10m ² 未満	260

資料 2 - 25 県条例による上乘せ排出基準

番号	区 域	ばい煙発生施設		大気汚染防止法第2条第1項第3号に規定する物質	許容限度（単位温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつきミリグラム）
		種 類	規 模		
1	松山市（北吉田町、南吉田町、大可賀一丁目、大可賀二丁目及び大可賀三丁目に限る。）及び新居浜市（種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓苧、烏帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷、大生院のうち大生院2461番地から大生院4800番地までの区域並びに別子山を除く。）の区域	(1) 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。	塩素	20
		(2) 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽			
		(3) 活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。		
		(4) 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、（1）から（3）までに掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。		
2	松山市（北吉田町、南吉田町、大可賀一丁目、大可賀二丁目及び大可賀三丁目に限る。）及び新居浜市（種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓苧、烏帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷、大生院のうち大生院2461番地から大生院4800番地までの区域並びに別子山を除く。）の区域	(1) 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。	塩化水素	50
		(2) 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽			
		(3) 活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。		
		(4) 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、（1）から（3）までに掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。		

3	<p>新居浜市（種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓芋、烏帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷、大生院のうち大生院2461番地から大生院4800番地までの区域並びに別子山を除く。）、西条市（下島山、玉津、船屋、飯岡、東町、朔日市、新田、大師町、本町明屋敷、港新地、栄町、神拝甲、神拝乙、喜多川、樋之口、古川甲、古川乙、大町、福武、明神木、中野甲、中野乙及び中野丙（1番地から123番地までの区域を除く。）、中西、安知生、州之内甲、州之内乙、禎瑞、西田、西泉甲、西泉乙、榑ノ木、野々市、坂元、氷見甲、氷見乙及び氷見丙に限る。）、東予市（河之内及び黒谷を除く。）、周桑郡小松町（新屋敷、南川、北川、大頭、明穂、安井及び大郷に限る。）及び周桑郡丹原町（願連寺、丹原、今井、池田、久妙寺、徳能出作、田野上方、北田野、長野、高松及び石経に限る。）の区域</p>	<p>窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉のうち、ガラス又はガラス製品の製造（原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。）の用に供するもの</p>	<p>火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること</p>	弗素、弗化水素及び弗化珪素	8.0
		<p>燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設（過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものを除く。）、濃縮施設及び溶解炉（燐酸質肥料の製造の用に供するものを除く。）</p>	<p>原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。</p>		
		<p>弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）</p>	<p>伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が1キロワット以上であること。</p>		
		<p>トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉</p>	<p>原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。</p>		
		<p>アルミニウムの製錬の用に供する電気炉（弗素、弗化水素又は弗化珪素が電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出されるものに限る。）</p>	<p>電気容量が30キロアンペア以上であること。</p>	弗素、弗化水素及び弗化珪素	1.0

備考

- この表の許容限度欄に掲げる量は、1の項に掲げるものにあつては日本工業規格（以下「規格」という。）K0106に定める方法のうちオルトトリジン法又は連続分析法により測定される量として、2の項に掲げるものにあつては規格K0107に定める方法のうちチオシアン酸第二水銀法により測定される量として、3の項に掲げるものにあつては規格K0105に定める方法のうち吸光度法により弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される同表大気汚染防止法第2条第1項第3号に規定する物質の欄に掲げる物質（以下「物質」という。1時間につき合計6分間をこえない時間内に排出されるものに限る。）は、含まれないものとする。
- 物質の量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

資料 2 - 27 一般粉じん発生施設市町村別届出数 (1 / 2)

(平成15年度末現在)

区分 施設名 市町村名	大気汚染防止法								県公害防止条例						計						
	施設数					小計	事業所数	施設数				小計	事業所数	施設数	事業所数						
	鉱物土石 堆積場	ベルト コンベア	バケツト コンベア	破砕機 磨砕機	ふるい			鉱物土石 堆積場	ベルト コンベア	皮はぎ、 碎木機、 帯のこ	のこくず 又はチップ 堆積場										
1,000m ² 以上	巾0.75m 以上	容量0.03m ³ 以上	75kW以上	15kW以上	500m ² 以上 1,000m ² 未満	巾0.5m以上 0.75m未満	7.5kW以上	500m ² 以上													
川之江市	2			1		3	0	3	1	9	26	2	38	14	41	0	17	0			
伊予三島市	1	4				5	0	2	1	6	26	4	37	10	42	0	12	0			
新宮村		1				1	0	1		5			5	1	6	0	2	0			
土居町	2	14		8	1	25	0	1		31			31	1	56	0	2	0			
新居浜市	32	10	105	9		10	13	160	19	9	2		230	17	390	19	26	2			
西条市	6	2	19	14	2	1	2	1	30	17	6	1	4	36	45	85	20	115	17	26	1
東予市	3	1	1			4	1	3	1	3	12	1	16	4	20	1	7	1			
小松町	1	29		4	11	45	0	3		1	25		26	6	71	0	9	0			
丹原町	8	24	1	9	7	49	0	5		2	69		71	9	120	0	14	0			
今治市	8	50		9	8	75	0	7		1	57	55	113	30	188	0	37	0			
朝倉村						0	0						0		0	0	0	0			
玉川町		4				4	0	1		3	6	1	10	6	14	0	7	0			
波方町	2			1		3	0	2			2		2	2	5	0	4	0			
大西町	3					3	0	1			5		5	2	8	0	3	0			
菊間町						0	0						0		0	0	0	0			
吉海町	6	12		3	4	25	0	5			6		6	2	31	0	7	0			
宮窪町	6			1		7	0	7		3	1		4	4	11	0	11	0			
伯方町	3					3	0	1			6	1	7	5	10	0	6	0			
魚島村						0	0						0		0	0	0	0			
弓削町	1					1	0	1		2			2	1	3	0	2	0			
生名村						0	0						0		0	0	0	0			
岩城村						0	0						0		0	0	0	0			
上浦町						0	0				6		6	3	6	0	3	0			
大三島町	2	28		11	7	48	0	3		1	39		40	5	88	0	8	0			
関前村						0	0						0		0	0	0	0			
北条市	1	2		1		4	0	3	0	2	22	1	25	7	29	0	10	0			
重信町	10	93		38	27	168	0	5	0		152		152	6	320	0	11	0			
川内町						0	0	0	0		1		1	1	1	0	1	0			
中島町						0	0	0	0		7		7	2	7	0	2	0			
久万町	5	15		12	5	37	0	3	0	2	33		35	6	72	0	9	0			
面河村						0	0	0	0				0	0	0	0	0	0			
美川村						0	0	0	0		1		1	1	1	0	1	0			
柳谷村						0	0	0	0				0	0	0	0	0	0			
小田町		1				1	0	1	0		2	1	3	3	4	0	4	0			

一般粉じん発生施設市町村別届出数(2/2)

(平成15年度末現在)

区分 施設名 市町村名	大気汚染防止法 施設数								県公害防止条例 施設数								計					
	鉱物土石 堆積場	ベルト コンベア	バケツ コンベア	破砕機 磨砕機	ふるい	小 計	事業 所数	鉱物土石 堆積場	ベルト コンベア	皮はぎ、 碎木機、 帯のこ	のこず 又はチッ プ堆積場	小 計	事業 所数	施設 数	事業 所数							
	1,000m ² 以上	巾0.75m 以上	容量0.03m ³ 以上	75kW以上	15kW以上			500m ² 以上 1,000m ² 未満	巾0.5m以上 0.75m未満	7.5kW以上	500m ² 以上											
伊予市	1	6			2	9	0	2	0	1	8		9	4	18	0	6	0				
松前町	5	6		1		12	0	6	0	1	21		22	5	34	0	11	0				
砥部町						0	0	0	0		1		1	1	1	0	1	0				
広田村	3					3	0	2	0		1		1	1	4	0	3	0				
中山町	2					2	0	2	0		2		2	1	4	0	3	0				
双海町		1	1			2	0	1	0			1	1	1	3	0	2	0				
長浜町	2	1		2		5	0	4		1	8	2	1	12	7	17	0	11	0			
内子町	1	2		3		6	0	4			6	5	1	12	5	18	0	9	0			
五十崎町	2	10		5	2	19	0	4			41		41	2	60	0	6	0				
肱川町						0	0				2		2	1	2	0	1	0				
河辺村						0	0						0		0	0	0	0				
大洲市	5	30		16	7	58	0	6		7	62	13	1	82	19	140	0	25	0			
八幡浜市	1					1	0	1			7	1		8	3	9	0	4	0			
保内町	1	16		1		18	0	2			1	2		3	3	21	0	5	0			
伊方町						0	0							0	0	0	0	0	0			
瀬戸町						0	0							0	0	0	0	0	0			
三崎町						0	0				2		2	1	2	0	1	0				
三瓶町	2	48		5	13	68	0	1			12		12	2	80	0	2	0				
明浜町						0	0							0	0	0	0	0	0			
宇和町						0	0				3	5		8	4	8	0	4	0			
野村町		2		7		9	0	3		2	12	1		15	4	24	0	4	0			
城川町	3	1		2	1	7	0	1			27	1		28	4	35	0	4	0			
宇和島市	14	25	1	6	3	49	0	14		3	21	6		30	8	79	0	22	0			
吉田町	1					1	0	1						0	1	0	1	0	0			
三間町		2				2	0	1		2	3		1	6	2	8	0	3	0			
広見町	1	4		2		7	0	2			19			19	4	26	0	6	0			
松野町	1	8		4	3	16	0	1		2	7			9	1	25	0	2	0			
日吉村						0	0							0	0	0	0	0	0			
津島町	2					2	0	1			9			9	3	11	0	4	0			
内海村						0	0							0	0	0	0	0	0			
御荘町						0	0				6			6	3	6	0	3	0			
城辺町						0	0							0	0	0	0	0	0			
一本松町	2	18		5	5	30	0	2		1	7			8	3	38	0	5	0			
西海町						0	0							0	0	0	0	0	0			
合計	151	13	582	23	5	1	169	120	1027	37	134	4	46	997	253	11	1306	260	2333	37	389	4

備考 大気汚染防止法の鉱物土石堆積場、ベルトコンベア、バケツコンベア、小計及び事業所数並びに合計の施設数及び事業所数の点線右側は、内数で、電気事業法の電気工作物に関する数である。

資料 2 - 28 緊急時発令基準

区分	汚 染 物 質 別 発 令 基 準					解除基準
	硫黄酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	二酸化窒素	オキシダント	
前 日 報					気象条件等により判断して、前日から汚染が予測されるとき	の発令地域内すべての基準測定点における濃度が、左欄に掲げる各区分別の汚染物質別基準値を下まわり、かつ、気象条件からみてその状態が悪化するおそれなくなったと認められるときとする。
予 報	(1) 1時間値0.1ppm以上の汚染が継続するおそれがあると予測したとき (2) 0.2ppm以上×1時間			0.4ppm以上	注意報発令基準に汚染するおそれがあると予測したとき	
注意報	0.2ppm以上×3時間 0.3ppm以上×2時間 48時間平均値 0.15ppm	2.0mg/m ³ 以上 ×2時間	30ppm以上	0.5ppm以上	0.12ppm以上	
警 報	(A) 注意法発令後1時間経過した時点で当該注意報未解除の場合 (B) 0.5ppm以上×2時間 0.7ppm以上×1時間	注意法発令後1時間経過した時点で当該注意報未解除の場合	40ppm以上	0.7ppm以上	0.24ppm以上	
重 大 緊急報	0.5ppm以上×3時間 0.7ppm以上×2時間	3.0mg/m ³ 以上 ×3時間	50ppm以上	1.0ppm以上	0.4ppm以上	
(注)	<p>1. 緊急時発令にあたっては、各地域別基準測定点の測定値を総合して判断するものであるが、原則として1測定点の値が上記基準値に達した段階で発令する。ただし、この場合には、近傍測定点の測定値、発生源の分布状況、気象状況等を考慮して判断する。</p> <p>2. 緊急時の発令及び解除は、原則として本要綱第3条の地域の区分ごとに行うものとする。</p> <p>3. オキシダントにかかる前日予報については、原則として前日の17時までに発令するものとする。</p> <p>4. 硫黄酸化物にかかる予報については、日没後の発令は行わないものとする。</p>					

資料 2 - 29 緊急時の措置

発令区分	発生源に対する措置		一般に対する措置(周知)
	硫酸化物の減少措置	窒素酸化物の減少措置 (光化学スモッグ)	
前日予報		協力対象工場に対して、通常の20%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。なお、減少措置は午前7時より行うものとする。	
予報	協力対象工場に対して、通常排出量の20%削減目途の協力要請。	協力対象工場に対して、通常の20%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。	大気汚染の濃度、状態、地域の広がり、持続の可能性等について、一般に周知し注意を喚起する。
注意報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協力対象工場に対して、通常排出量の50%削減目途の協力要請。 2. 上記以外のばい煙を排出する者に対しては、硫酸化物排出にかかる自主制限協力要請。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協力対象工場に対して、通常の40%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。 2. 自動車の運行、ガソリン給油等についての自主制限協力要請。 3. 上記以外のばい煙を排出する者に対しては、燃焼行為の自主制限協力要請。 4. 炭化水素揮発防止について協力要請。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大気汚染の濃度、状態、地域の広がり、持続の可能性等について、一般に周知し注意を喚起する。 2. 目、のどに刺激を感じた時は、洗眼、うがい等を行うとともに、もよりの保健所、又は市町役場に連絡する。 3. ゼンソク、呼吸器疾患、特異体質等の者は、外出しないようにする。 4. 学校・幼稚園、保育所等においては、状況に応じて、なるべく屋外に出ないようにする。
警報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 別表第2の(A)の場合協力対象工場(大口ばい煙排出者)に対して、通常排出量の50%削減勧告(法第23条第3項) 2. 別表第2の(B)の場合協力対象工場に対して、通常排出量の80%削減目途の協力要請 3. その他については注意報時と同じ。 	同上	<ol style="list-style-type: none"> 5. 一般にあっても状況に応じては、なるべく屋外に出ないようにする。 6. 動植物に異常を認めたものは、地方局、地域農業改良普及センター、家畜保健衛生所又は市町役場に連絡する。 7. 状況に応じて屋外燃焼を中止する。
重大緊急時	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協力対象工場に対して、排出許容量の80%削減命令(法第23条第4項、条例第26条) 2. その他については注意報時と同じ。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協力対象工場に対して、通常の40%操短命令(法第23条第4項、条例第26条) 2. 公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置要請(法第23条第4項) 3. その他については注意報時と同じ。 	